

岩手県人事委員会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会事務局規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(決裁) 第4条 事務局長の決裁を受ける回議案で次に掲げるものは、 <u>総務・審査担当課長</u> を経由しなければならない。 (1)～(3) [略]	(決裁) 第4条 事務局長の決裁を受ける回議案で次に掲げるものは、 <u>総務・任用担当課長</u> を経由しなければならない。 (1)～(3) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。